

E i w a N e w s

平成 20 年度税制改正及び人材投資促進税制について

平成 20 年 5 月
(No. 034)

新緑の美しい、さわやかな季節となりました。初夏の到来が感じられます。

さて、ガソリン税等の暫定税率を復活させることで注目された改正租税特別措置法を含む平成 20 年度税制改正に関する法律「所得税法等の一部を改正する法律」が平成 20 年 4 月 30 日に衆院本会議で再可決・成立し、同日に公布・施行されました。

ガソリン税（揮発油税・地方道路税）については 1 リットルあたり 25.1 円の税率を、軽油引取税については 1 リットルあたり 17.1 円の税率を、そして、自動車取得税については軽自動車を除く自家用車について取得価格の 2% の税率を上乗せする暫定税率が復活となりました。また、自動車重量税、土地売買の際の登録免許税などの規定につきましては、これまでの措置が継続となっております。

「所得税法等の一部を改正する法律」のうち、所得税・法人税や贈与税に関係する主なものとして、以下のものがあります。

(1) 所得税・法人税関係

① 平成 20 年 4 月 1 日から適用されるもの

- ・試験研究を行った場合の特別税額控除
- ・エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合や中小企業者等が機械等を取得した場合、情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
- ・教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除
- ・障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等や優良賃貸住宅の割増償却
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ・交際費等の損金不算入 など

② 平成 20 年 4 月 30 日以降適用されるもの

- ・使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例
- ・欠損金の繰戻しによる還付の不適用

(2) 贈与税関係

- ・住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例（平成 20 年 1 月 1 日から適用）

今回は、これらの中から、「教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除」の改正についてご紹介いたします。

【教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除】

教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除（人材投資促進税制）については、「所得税法等の一部を改正する法律」により改組された制度が平成 20 年 4 月 1 日から適用されます。

(1) 改正前の制度

従業員教育を税制面から支援するため、企業が支払う従業員研修費の一部を法人税から控除する「人材投資促進税制」が平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から施行され、この制度により、教育訓練費を過去 2 年の平均額より増加させた法人等に限り税額控除が受けられるようになりました。

(2) 改組の基本的考え方

改正前の制度では、教育訓練費を継続的に増加させることが必要であり、また、3 年分の帳簿から教育訓練費を抽出する作業に手間もかかるため、中小企業にとっては適用することが難しい制度でした。

そこで、厳しい経営状況のため人材投資を継続的に増加させることが困難な中小企業について、教育訓練費の増減に関わらず、適用事業年度の教育訓練費の総額から税額控除する制度（総額型）に拡充されました。

(3) 改正内容

改正点は以下のとおりです。

①対象を中小企業者等に限定（青色申告法人である中小企業者等）

②総額型の特別税額控除が可能

労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である 0.15% 以上の場合に、教育訓練費の総額に特別税額控除割合（8%～12%）を乗じた金額の特別税額控除が可能となりました。

控除額＝教育訓練費の総額×特別税額控除割合（8%～12%※）

※ 特別税額控除割合＝〔(教育訓練費／労働費用)－0.15%〕×40＋8%

③本制度を中小企業等基盤強化税制の中に位置付け

(4) 適用関係

上記規定は平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することができます。

なお、教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における大企業分については、適用期限（平成 20 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止されましたのでご注意ください。

ご不明な点等がありましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。